

(株) 仙台都市整備センター

確認検査の業務規程

(株) 仙台都市整備センター

確認検査の業務規程 目次

第1章	総則
第1条	適用範囲
第2条	用語の定義
第2章	確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制
第1節	方針・運営及び権限と責任
第3条	確認検査の業務実施の基本方針
第4条	確認検査の業務管理体制の運営、責任と権限
第5条	確認検査の業務管理体制の見直し
第6条	確認検査の業務の組織体制
第2節	確認検査の業務の手順
第7条	確認検査の業務の方法
第7条の2	建築基準関係規定の改正に伴う措置
第7条の3	判断するための根拠資料及び対応方法
第3節	確認検査の業務に関する書類の管理
第8条	図書及び書類の持ち出しに係る報告
第8条の2	確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め
第8条の3	確認検査の業務に関する書類の保存期間
第8条の4	総括記録管理者の設置
第8条の5	記録管理者の設置
第8条の6	記録管理簿の調製
第4節	要員及びサービス
第9条	確認検査員の選任
第10条	確認検査員の解任
第11条	確認検査員等の配置
第12条	確認検査員等の身分証の携帯
第3章	確認検査の業務の実施方法等
第1節	一般
第13条	確認検査の業務を行う時間及び休日
第14条	事務所の所在地及びその業務区域
第15条	業務の範囲

第 16 条 確認検査の業務の処理期間

## 第 2 節 確 認

第 17 条 確認の申請、受付、引受及び契約

第 18 条 業務約款に盛り込むべき事項

第 19 条 確認の実施

第 20 条 消防庁の同意等

第 21 条 保健所への通知

第 22 条 確認済証の交付等

第 22 条の 1 特定行政庁への報告

第 23 条 確認の申請の取下げ

第 24 条 確認を受けた計画の変更の申請

第 25 条 確認の記録

第 25 条の 1 名義等の変更の届出

第 25 条の 2 工事取止めの届出

## 第 3 節 中間検査

第 26 条 中間検査申請の引受及び契約

第 26 条の 1 建築主事への通知

第 27 条 業務約款に盛り込むべき事項

第 28 条 中間検査の実施

第 29 条 中間検査の結果

第 30 条 中間検査の申請の取下げ

第 31 条 中間検査の記録

## 第 4 節 完了検査

第 32 条 完了検査申請の引受及び契約

第 33 条 業務約款に盛り込むべき事項

第 34 条 完了検査の実施

第 35 条 完了検査の結果

第 36 条 完了検査の申請の取下げ

第 37 条 完了検査の記録

## 第 4 章 確認検査手数料

第 38 条 確認検査手数料の設定

第 39 条 確認検査手数料の収納

第 40 条 確認検査手数料の返還

## 第 5 章 確認検査の業務の監視・改善方法

- 第 41 条 苦情等の事務処理
- 第 42 条 内部監査
- 第 43 条 不適格案件の管理
- 第 44 条 再発防止措置

第 6 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

- 第 45 条 書類の備置及び閲覧
- 第 46 条 事前相談
- 第 47 条 電子情報処理組織に係る情報の保護
- 第 48 条 図書が円滑に引渡しされるための措置
- 第 49 条 指定区分等の掲示
- 第 50 条 秘密保持義務
- 第 51 条 帳簿記載事項の証明
- 第 52 条 帳簿
- 第 53 条 図書の保存
- 第 54 条 指定の取り消し等
- 第 55 条 補則

附則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、宮城県知事の変更認可を受けた日から施行する。

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、(株)仙台都市整備センター(以下「センター」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第77の19第10号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種(建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。
  - イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監理、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
  - ロ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
  - ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
  - ニ 昇降機の製造、供給及び流通業

## 第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

### 第1節 方針・運営及び責任と権限

#### (確認検査の業務実施の基本方針)

第3条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第

18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

- 2 社長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等についての方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。

（確認検査の業務の管理体制の運営、責任と権限）

第4条 社長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 文書及び記録の管理
- (3) 苦情等事務処理
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置
- (7) 秘密の保持

- 3 社長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は社長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

（確認検査の業務管理体制の見直し）

第5条 社長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

- 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査の業務の組織体制)

第6条 社長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査業の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

- 2 確認検査の業務は、他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行う。
- 3 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。
- 4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

## 第2節 確認検査の業務の手順

(確認検査の業務の方法)

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、社長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 社長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書(都市計画の決定及び変更の通知を含む。)を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

第7条の3 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

- (1) 前条の文書
- (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
- (3) 都市計画に関する状況等(道路種別含む。)について地方公共団体が公表して

いる情報又は発行している資料

2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。

(1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第 77 条の 32 第 1 項の特定行政庁への照会

(2) 都市計画に関する状況等(道路種別含む。)についての地方公共団体への照会

### 第 3 節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第 8 条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。)第 29 条第 1 項に規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第 8 条の 2 社長は、確認検査の業務に関する書類(確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打ち合わせ等に関する書類を含む。第 8 条の 4 及び第 8 条の 6 において「記録」という。)の管理(保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。)について別に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第 8 条の 3 法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類(指定機関省令第 29 条第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、当該建築物又は工作物に係る法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から 15 年間保存する。

(総括記録管理者の設置)

第 8 条の 4 センターに、記録等(帳簿及び記録をいう。次条において同じ。)の管理の総括責任者として、総括記録管理者 1 名を置く。

2 総括記録管理者は、代表取締役社長(「第 4 条第 3 項に規定する確認検査業務管理責任者」でもよい。)を持って充てる。

(記録管理者の設置)

第 8 条の 5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所にそれぞれ1名を置く。

(記録管理簿の調製)

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

#### 第4節 要員及び服務

(確認検査員の選任)

第9条 社長は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者(制限業種を営む法人に所属する者(過去2年間に所属していた者を含む。以下同じ。))を含む。以下同じ。)以外の者から常時雇用職員である確認検査員を3名以上選任し、うち3名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、社長は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員(非常勤の確認検査員を含む。)を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員の解任)

第10条 社長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

- (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員等の配置)

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員を含めて10名以上(本社に6名以上、仙南支店に2名以上、石巻支店に2名以上)配置する。

- 2 仙南支店及び石巻支店の確認検査員が休暇その他の事情により、確認検査の業務が実施できない場合にあつては、本社の確認検査員が当該事務所において臨時に確認検査の業務を行う。ただし、緊急の場合にあつては、本社で確認検査の業務を行うことができる。
- 3 社長は、第9条第3項の規定に基づく処置を行った場合には、本社、仙南支店及び石巻支店が、それぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は附属文書第1号様式による。

### 第3章 確認検査の業務の実施方法等

#### 第1節 一般

(確認検査の業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、石巻支店については、休日を除き、午前10時から午後4時までとする。

- 2 前項の休日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日並びに土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く)
- 3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主等との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 確認検査の業務の区域は宮城県全域とする(ただし、島しょ部を除く。)

- 2 株式会社仙台都市整備センター(本社)の所在地は、宮城県仙台市青葉区木町通一丁目4番15号(交通局7階)とする。
- 3 仙南支店の所在地は、宮城県柴田郡大河原町字大巻4番地5(ラヴィッサンヒルズB)とし、その業務は宮城県全域とする(ただし、島しょ部を除く。)
- 4 石巻支店の所在地は、宮城県石巻市蛇田字南久林14番3(ユニバーサルI203号)

室)とし、その業務は宮城県全域とする(ただし、島しょ部を除く。)

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、法第6条の2に規定する建築物に係る確認、同第7条の4及び第7条の2に規定する検査とする。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。

(1) 社長又は確認検査業務管理責任者

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)

(3) 第1号に掲げる者の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) センター又はセンターの親会社等が特定支配関係(令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する者

(7) センターの役職員が社長の地位を占める企業、団体等(過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。)

3 センターは、法第77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

(1) センターの社長又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)

(2) センターの社長又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)

(3) センターの社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)がセンターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(5) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)の親族がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が

センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(7) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(8) センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

(10) センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関

4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査の業務の処理期間）

第16条 センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

## 第2節 確認

（確認の申請、受付、引受及び契約）

第17条 建築主等は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条（これらの規定を第3条の3第1項から第3項まで又は第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通

ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通

ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。） 2通

- (3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等  
1 通
- (4) 当該建築計画に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- 2 前項の申請（施行規則第 11 条の 3 第 3 項に定める提出に限る。）は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）にて行うことができる。
- 3 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること
  - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に違反していないこと
  - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
  - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
  - (5) 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当するものでないこと
- 4 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を返却する。
- 5 第 3 項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に確認引受承諾書（附属文書第 10 号）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとす。
- 6 建築主等が、正当な理由がなく、確認引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第 3 項の引き受けを取り消すことができる。
- 7 センターは、前 6 項の規定にかかわらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 18 条 前条第 5 項の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への

適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定

- (3) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

(確認の実施)

第 19 条 センターは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。

(1) 当該確認検査員等

(2) 第 1 号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 当該確認検査員等の親族

(4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。）

(5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第 1 項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 センターは、法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第 3 条の 1 2 に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。

(1) 宮城県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「宮城県知事等」という。）から施行規則第 3 条の 8（施行規則第 3 条の 1 0 又は第 8 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。次項第 1 号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした宮城県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。

(2) 申請又は通知に係る建築物の計画について宮城県知事等が指針別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第 1 条の 4（施行規則第 3 条の 3 第 1 項又は第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた宮城県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。

5 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところに

よることとする。

- (1) 宮城県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
  - (2) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した宮城県知事等に照会をする。
- 6 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

(消防庁の同意等)

- 第20条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防庁の同意を求める場合には、附属文書第2号様式に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。この場合、センターは、担当者及び連絡先を附属文書第2号様式に明記する。また、同意書類の返却方法は、郵送若しくは、直接受け取りとする。
- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく附属文書第3号様式に、施行規則別記第3号様式による建築計画概要書を添えて行う。

(保健所通知)

- 第21条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく附属文書第4号様式により行う。し尿浄化槽に関しては、「し尿浄化槽の通知書について」(昭和29年7月17日付け建設省住発第635号建設省住宅局長通達)の例により、所管保健所長に通知(附属文書第4-1号様式)を行う。

(確認済証の交付等)

- 第22条 センターは、第19条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあっては確認済証(施行規則別記第15号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては適合しない旨の通知書(施行規則別記第15号の2様式)を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき(第19条第4項および第5項における宮城県知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあっては適合するかどうかを決定できない旨の通知書(施行規則別記第15の3様式)を、建築主等に対してそれぞれ交付する。
- 2 前項の規定する確認済証又は適合しない旨の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等に行うことができる。

(特定行政庁への報告)

第 22 条の 1 センターは、前条による確認済証を建築主等に対して交付したときは、当該交付を行った日から 7 日以内に施行規則第 3 条の 5 第 2 項及び第 3 項に従い特定行政庁に報告する。

2 センターは、第 29 条による中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書を建築主等に対して交付したときは、当該第 20 条第 1 項の各交付を行った日から 7 日以内に、検査の結果を施行規則第 4 条の 14 第 2 項及び第 3 項に従い特定行政庁に報告する。

3 センターは、第 35 条による検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書を建築主等に対して交付したときは、当該第 35 条第 1 項の各交付を行った日から 7 日以内に、検査の結果を施行規則第 4 条の 7 第 2 項及び第 3 項に従い特定行政庁に報告する。

4 センターは、前条第 1 項による確認済証を交付したときは、提出された計画が、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)第 6 条第 6 項の規定により準用される建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。)第 6 条第 1 項(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項)の建築基準関係規定に適合することを特定行政庁に通知する。

(確認の申請の取下げ)

第 23 条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取下げるときは、その旨及び理由を記載した取下げ届(附属文書第 5 号様式)をセンターに提出する。

2 センターは、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第 24 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更及び宮城県同取り扱い事項を除く。)され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 17 条から前条までの規定を準用する。

(確認の記録)

第 25 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

(建築主等の変更等)

- 第 25 条の 1 建築主等は、直前の確認を又は中間検査合格証の交付をセンターから受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等又は代理者を変更した場合は、名義等変更届書(附属文書第 6 号・第 6-1 号様式)を速やかにセンターに提出する。
- 2 建築主等は、直前の確認をセンターから受けた建築物等で、その際に工事監理者を定めていない場合又は確認済証若しくは中間検査合格証の交付を受けた後で完了検査申請の日までに工事監理者を変更した場合は、前項の名義等変更等届出書を速やかに提出する。
  - 3 建築主等は、直前の確認をセンターから受けた建築物等で、その際に工事施工者を定めていない場合又は確認済証若しくは中間検査合格証の交付を受けた後に工事施工者を変更した場合は、第 1 項の名義等変更等届出書をセンターに提出する。
  - 4 第 1 項から前項までの規定については、特定行政庁が規則等で定めている場合にはこれらによらないことができる。
  - 5 建築主等は、確認申請書の記載から訂正がある場合には、完了検査申請書の提出前に確認申込書記載事項訂正届(附属文書第 7 号・第 7-1 号様式)に必要添付書類を添えてセンターに届けなければならない。

(工事取止めの届出)

- 第 25 条の 2 建築主等は、第 22 条の規定による確認済証の交付を受けたのち、当該確認に係る建築物等の工事を取止めた場合は、工事取止め届(附属文書第 8 号様式)をセンターに提出しなければならない。

### 第 3 節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

- 第 26 条 建築主等は、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書(当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。)に、次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。
- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
  - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
  - (3) 当該工事中の建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- 2 前項の申請(施行規則第 11 条の 3 第 3 項に定める提出に限る。)は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

- 3 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は第1項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 5 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
  - (1) 申請のあった工事中の建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること
  - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと
  - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
  - (4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと
- 6 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 第5項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に中間検査引受証（施行規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは、別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 建築主等が、正当な理由なく、第39条に定める手数料の支払いを行わない場合には、センターは、第5項の引受けを取り消すことができる。
- 9 センターは、第8項の規定にかかわらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（建築主事への通知）

- 第26条の1 センターは、第26条第4項による中間検査申込を引き受けた場合には、その旨を建築主事に通知する。
- 2 センターは、第32条第4項による完了検査申込を引き受けた場合には、その旨を建築主事に通知する。

（業務約款に盛り込むべき事項）

- 第27条 第26条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 建築主等は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地若しくは工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
  - (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に

必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

(中間検査の実施)

第 28 条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から 4 日以内の予め定めた中間検査予定日(センター又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第 29 条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあつては中間検査合格証(施行規則別記第 3 1 号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては中間検査合格証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第 3 0 号の 2 様式)をそれぞれ交付する。

- 2 前項の規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第 26 条第 1 項に規定する書類のうち提出があつたものの 1 部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子報処理組織又は磁気ディスク等により行うことができる。

(中間検査の申請の取下げ)

第 30 条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(附属文書第 5 号様式)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の申請があつたときは、中間検査を中止し、提出された中間検査

申請関係図書を建築主等に返却する。

(中間検査の記録)

第 31 条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

#### 第 4 節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

第 32 条 建築主等は、施行規則第 4 条の規定による完了検査申請書（当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。）に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- (3) 当該工事中の建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

2 前項の申請（施行規則第 11 条の 3 第 3 項に定める提出に限る。）は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる

3 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 1 号に規定する書面の提出を要しない。

4 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 2 号に規定する書面の提出を要しない。

5 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った者がセンターであり、建築主から同意する旨の書面が提出された場合においては、センターが保有する当該建築物の適合判定通知書又はその写し、及び適合性判定を受けた図書を施行規則第 4 条に規定する図書に代えることができる。

6 センターは、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 当該建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
- (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。

7 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関

係図書を建築主等に返却する。

- 8 第6項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に完了検査引受証（施行規則別記第22号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは、別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。
- 9 建築主等が、正当な理由なく、第39条に定める手数料の支払いが行われない場合には、センターは、第6項の引受けを取り消すことができる。
- 10 センターは、前9項の規定にかかわらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第33条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地若しくは工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

（完了検査の実施）

第34条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主等である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わないものとする。
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

（完了検査の結果）

第35条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、

建築基準関係規定に適合することを認めるときにあつては検査済証（施行規則別記第24号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときにあつては検査済証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第23号の2様式）を、それぞれ交付する。

- 2 第1項の規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第32条第1項に規定する書類のうち提出があつたものの1部を添えて行う。
- 3 前項の図書の交付は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスク等にて行うことができる。

（完了検査の申請の取下げ）

第36条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取下げの場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（附属文書第5号様式）をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の申請があつたときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

（完了検査の記録）

第37条 確認検査員等は、申請のあつた建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

#### 第4章 確認検査手数料

（確認検査手数料の設定）

第38条 センターは、確認検査の業務の実施に係る手数料を確認検査手数料規程に定める。

- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、遅くとも増額又は減額を行う1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査手数料の収納）

第39条 建築主等は、契約後すみやかに確認手数料を納入するものとする。

- 2 前項の納入方法は、センターと申請者における協議により定めることができる。
- 3 前2項の納入に要する費用は建築主等の負担とする。
- 4 確認検査手数料の減額を行う場合については、確認検査業務手数料規程に定める。

(確認検査手数料の返還)

第 40 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

第 5 章 確認検査の業務の監視・改善方法

(苦情等の事務処理)

第 41 条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 センターは、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第 42 条 社長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、監査員に内部監査を実施させる。

2 内部監査においては、次に掲げる事項を審査する。

(1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況

(2) この規程の適合状況

(3) 第 3 条第 2 項に規定する確認検査の業務実施の基本方針への適合状況

(4) 確認検査業務管理体制の状況

(5) この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第 43 条 センターは、不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証を交付したものをいい、法第 6 条の 2 第 6 項又は法第 7 条の 6 第 4 項に規定する通知（以下「不適格通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証を交付したあとに不適格案件

であることが確認されたときは、速やかに建築主、宮城県知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

- 3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第 44 条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不格  
格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発  
防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。  
する。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

## 第 6 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

第 45 条 センターは、法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に  
対応するため、本社、仙南支店並びに石巻支店ごとに閲覧場所を指定するとともに、  
必要な設備及び体制を整備する。

- 2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げるものとする。
- 3 社長は、前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の閲覧に関する事項を別に定め、確認  
検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。

(事前相談)

第 46 条 センターに、確認、中間検査又は完了検査を申請しようとする建築主等は、  
申請に先立ち、センターに事前に相談できる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 47 条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合  
は、情報の保護に係る措置について定める。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第 48 条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第 77 条の 3 4 第 1 項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 指定機関省令第 3 1 条第 1 項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。

(2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。

(3) 第 1 号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。

(4) 第 1 号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第 2 号の分類及び保存が完了したことを宮城県知事に報告する。なお、紛失があった場合は宮城県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。

2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第 3 1 条第 1 項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

(指定区分等の掲示)

第 49 条 センターは、設定の区分、業務区域、指定の番号、指定有効期間、機関の名称、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物等の内容、並びに実施する業務の態様を、事務所において公衆の見やすいように掲示する。

(秘密保持義務)

第 50 条 センターの役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、第 4 条第 1 項に定める確認検査の業務管理規則に従い、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は、自己の利益のために盗用してはならない。

(帳簿記載事項の証明)

第 51 条 建築主等が確認済証を紛失し、帳簿記載事項証明願（附属文書第 9 号様式）の証明を求められた場合、センターは、帳簿記載事項証明書（附属文書第 9-1 号様式）を交付する事ができる。

(帳簿)

第 52 条 法第 77 条の 29 第 1 項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定める書類は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（以下、指定機関省令という。）第 28 条に掲げるものとする。

(図書の保存)

第 53 条 法第 77 条の 29 第 2 項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定める保存するものは、指定機関省令第 29 条に掲げるものとする。

2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書及び書類に代えることができる。

(補 則)

第 54 条 この規程に定めるもののほか必要な事項（確認検査業務規程認可基準に係るものは除く。）は、社長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、宮城県知事の変更認可を受けた日から施行する。

平成 13 年 6 月 20 日	制定
平成 20 年 6 月 20 日	改定
平成 23 年 5 月 1 日	改定
平成 25 年 3 月 27 日	改定
平成 27 年 6 月 1 日	改定
平成 28 年 7 月 5 日	改定
平成 30 年 10 月 1 日	改定